

都留市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日向美徳

## 都留市条例第 6 号

都留市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都留市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年都留市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条中「乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援事業に従事する」を「乳児等通園支援事業所の」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 13 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「事項及び」を「事項その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第 21 条及び前条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。